

改正後	改正前
別表第二 (公安職給料表) 全改	別表第二 (公安職給料表)
別表第三 (教育行政職給料表) 全改	別表第三 (教育行政職給料表)
別表第四 (医療職給料表) 全改	別表第四 (医療職給料表)
(略)	(略)

○第 3 条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十号）新旧対照表

・令和 6 年度に係る改正

改正後	改正前																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">824,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">346,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">382,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">410,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000	号給	給料月額		円	1	346,000	2	382,000	3	410,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">522,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">603,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">701,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">336,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">371,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	414,000																																																				
2	475,000																																																				
3	538,000																																																				
4	621,000																																																				
5	722,000																																																				
6	824,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	346,000																																																				
2	382,000																																																				
3	410,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	402,000																																																				
2	461,000																																																				
3	522,000																																																				
4	603,000																																																				
5	701,000																																																				
6	800,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	336,000																																																				
2	371,000																																																				
3	398,000																																																				

○第 4 条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十号）新旧対照表

・令和 7 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十二・五</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」と、「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百八十</u>」とする。</p>

○第 5 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十一号）新旧対照表

・令和 6 年度に係る改正

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">740,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">864,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	392,000																																				
2	440,000																																				
3	492,000																																				
4	555,000																																				
5	634,000																																				
6	740,000																																				
7	864,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				

○第 6 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）新旧対照表

・令和 6 年度に係る改正

改正後	改正前
<p>（市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p>（市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五_____」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五_____」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>

○第 7 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）新旧対照表

・令和 7 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>（市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p>（市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」と、「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」と、「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>

○第 8 条関係

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年条例第五十四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(診療手当)</p> <p>第四条 診療手当は、病院及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 給料月額百分の六十に相当する額<u>の範囲内で市長が定める額</u></p> <hr/> <p>二・三 (略)</p>	<p>(診療手当)</p> <p>第四条 診療手当は、病院及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 給料月額百分の六十に相当する額<u>(保健所に勤務するものにあつては、給料月額百分の三十に相当する額)</u></p> <p>二・三 (略)</p>